

京都府立京都高等技術専門校

清掃業務仕様書

令和4年度

京都府立京都高等技術専門校

<前回仕様書との変更点>

○令和2年度から5箇年計画で共用部分のはく離を行うこととし、今年度は、2階廊下のビニールタイル床部分（268.63㎡）について、実施することとした。

（日常清掃管理業務の便所の清掃及び階段手すりの清掃について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当校の負担で用意する殺菌・消毒剤を使って拭き上げることが令和3年度から追加し、今年度も継続している。）

1 施設の規模等

- (1) 名称 京都府立京都高等技術専門校
- (2) 所在地 京都市伏見区竹田流池町121-3
- (3) 規模
- ア 敷地面積 9,928.89㎡
(京都府警本部の管理部分を除く。)
- イ 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造4階建て
- ウ 延床面積 11,728.03㎡
- エ 建物概要 別添の次の資料を参照
- ①校内配置図
- ②建物配置図

2 委託期間

令和4年8月1日から令和5年7月31日まで

3 一般的事項

- (1) 当該業務は、京都府立京都高等技術専門校の校舎全般について、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく清掃を目的としているので、本仕様書に明記されていない事項であっても目的達成に必要な細部の事項については、甲乙協議の上、実施するものである。
- (2) 本業務仕様書は業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係法令等に従わなければならない。
- (3) 作業の実施に当たっては、あらかじめ日程等について打ち合わせを行い、京都府立京都高等技術専門校等の業務等に支障のないよう留意しなければならない。
- (4) 校舎の電気・機械設備の定期点検業務等が行われる場合には、関係業者等と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努めなければならない。
- (5) 清掃業務を統括的に実施するため、建築物環境衛生管理技術者を派遣し、企画、指導及び監督させるものとする。

4 日常清掃管理業務

- (1) 対象面積
日常清掃対象面積は、仕様書別表のとおりとする。

(2) 業務日及び勤務時間帯

区分	清掃日	開始時刻	終了時刻	備考
日常清掃	京都府の休日を除く毎日	9時00分	16時45分	

(注) 京都府の休日：日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

(3) 共通事項

- ア 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように十分注意すること。

イ 作業員は、作業に当たり清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと、みだりに書類に手を触れないことなど必要以外の行為をしないこと。

ウ 清掃器具及び使用材料は、乙の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。

エ 下記の消耗品は、乙の負担とする。

消 耗 品 名	規 格 ・ 品 質 等	摘 要
トイレットペーパー	ソフト、シングル、芯なし、個別包装なし	
手洗い用石鹼液	殺菌、消毒の効能を有し、植物油脂を原料とすること。	
ビニール製ゴミ袋	20ℓ、45ℓ及び90ℓほか	管理共通部分

※ 管理共通部分のゴミ袋とは、4(4)オで示すゴミ収集箇所に設置されたゴミ箱等に使用するゴミ袋である。

オ 作業は、静粛かつ丁寧に行い、建物及び器物を破損させたり、通行者、壁等にちり、ほこり、清掃用水等を飛び散らさないように十分注意すること。

カ 作業の実施に当たり、甲の建物、備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する職員に連絡してその指示に従うこと。

キ 作業が終了したときは、甲の指定した職員に報告すること。

(4) 日常清掃内容

ア 床の清掃

ほうきやダストモップによりごみ及びほこりを除去し、必要に応じて絞りモップ又は雑巾で拭き取る。(石貼り床は、必要に応じて部分水洗い等を行う。)

イ 便所の清掃

- ① 便所及び磁器タイル面(壁面含む)は、砂、泥、汚物等をよく拭き取った後、絞りモップでよく水拭きすること。
- ② 女子便所の汚物は、容器から取り出して甲の指定する場所へ運搬し、容器は水洗いすること。
- ③ 洗面台、洗面器及び手洗い器は洗剤 及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため甲の負担で用意する殺菌・消毒剤を使って拭き上げること。
- ④ 鏡は乾拭き又は水拭き後、乾拭きで水分を拭き取ること。
- ⑤ トイレットペーパー、手洗い用石鹼液等の衛生消耗品の補充は、随時見回りをして途切れないようにすること。

ウ マットの清掃(玄関、生徒昇降口、便所等)
使用マット類に付着した砂ぼこり等の除去清掃を行う。

エ 階段手すりの清掃

タオル雑巾又はダストクロス等 及び新型コロナウイルス感染症拡大防止のため甲の負担で用意する殺菌・消毒剤を用いて拭くこと。

オ 吸い殻、茶殻等の生ごみ及びごみの処理

- ① 特定屋外喫煙場所（1箇所）にある備え付け灰皿の吸い殻の収集は毎日午後4時以降に行い、甲の指定する場所に運搬し、灰皿を水洗いすること。
- ②
- ③ 給湯室（6箇所）の茶殻等の生ごみの収集は上記①に準じて処理し、茶殻等入を水洗いすること。
- ④ ロビー、給湯室、学生ホール及び中庭にある備え付けのごみ箱内のごみ、空き缶等並びに給湯室に分別してある廃棄カップ麺容器を毎日収集し、甲の指定する場所へ運搬整理すること。

カ 外回り清掃

1階建築科北側の集塵機の木くずについて甲が指定した職員と収集時期を調整した上でビニール製ゴミ袋に収集し、甲が指定する場所へ運搬すること。収集回数は概ね月2回程度。

5 定期清掃管理業務

(1) 対象箇所・面積及び回数

定期清掃対象箇所・面積及び回数は、仕様書別表のとおりとする。

(2) 定期清掃の回数と時期

年3回、契約書「別表」で指示する月

日時については甲の指定した職員と打ち合わせの上決定すること。

(3) 業務日及び業務時間帯

区分	清掃日	開始時刻	終了時刻	備考
定期清掃	原則として京都府の休日	9時00分	17時00分	

(4) 共通事項

ア 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように十分に注意すること。

イ 作業員は、作業に当たり清掃業務に専念し、必要以外の場所に立ち入らないこと、みだりに書類に手を触れないことなど必要以外の行為をしないこと。

ウ 清掃器具及び使用材料は、乙の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。

エ 作業は、静粛かつ丁寧に言い、建物及び器物を破損させたり、通行者、壁等にちり、ほこり、清掃用水等を飛び散らさないように十分注意すること。

オ 作業の実施に当たり、甲の建物、備品等を破損したときは、直ちに甲の指定する職員に連絡してその指示に従うこと。

カ 作業が終了したときは、甲の指定した職員に報告すること。

(5) 定期清掃内容

ア 会議室等のビニールシート床及びビニールタイル床の清掃に当たっては、椅子等の移動できる家具を移動させ、砂、ごみ等を拭き取った後、中性洗剤で洗浄し、これを十分拭き取って乾燥させた後、樹脂ワックスを塗布すること。

石貼り床、磁器タイル床、コンクリート床等は、洗浄のみ行うものとし、作業後十分乾燥させること。

床コンセントのある場所は、コンセントを養生した上でワックスを塗布すること。

イ 清掃の実施方法については、ア（上記項目）に掲げるところによる。

ただし、同等の効果があるものであれば、他の方法によることを妨げない。この場合には、あらかじめ甲乙協議の上、決定する。

ウ 廊下等の清掃に当たっては、仕様書別表に定めるほか、必要に応じワックスの剥離作業を行うこと。**なお、今年度の契約においては、2階廊下のビニールタイル床部分（268.63㎡）について、ワックス掛けの前に剥離作業を年1回（8月）実施すること。**

エ 階段の手すり、ガラスドア、ドアの金属部分等は、随時に拭き掃除を行うこと。

オ マットの清掃（玄関、生徒昇降口、便所等）

使用マット類を一日日干しした後、叩くことにより付着した砂ぼこり等の除去清掃を行う。

（ただし、定期清掃期間に晴れの日のない場合は叩きのみ行うこと。）

6 窓ガラス等清掃業務

(1) 対象箇所

窓ガラス 1, 479.82㎡（公用車車庫窓ガラスを含む。）

パネル式シャッター（12枚）

(2) 窓ガラス等清掃業務の回数と時期

年2回、契約書「別表」で指示する月

日時については甲の指定した職員と打ち合わせの上決定すること。

(3) 業務日及び業務時間帯

区分	清掃日	開始時刻	終了時刻	備考
窓ガラス等清掃	原則として京都府の休日	9時00分	17時00分	

(4) 窓ガラス等清掃業務内容

ア 無燐洗浄剤で洗浄し、タオル又はスクイジーを用いて、十分拭き取るものとする。

イ 高所については、高所作業台（貸出し可）を使用することとし、他の方法によらざるを得ないところについては、最も適した方法で行うものとする。

ウ その他

危険防止には、特に注意を払うものとし、安全対策に万全を期すこと。

7 植木の剪定及び除草業務

(1) 対象箇所

別添外構図〔植込〕部分

(2) 植木剪定・除草の回数及び時期

植木の剪定 年2回、契約書「別表」で指示する月

除 草 年3回、契約書「別表」で指示する月

日時については甲の指定した職員と打ち合わせの上決定すること。

(3) 植木の剪定

ア 剪定ばさみ（手動、自動）で丁寧に剪定すること。

イ 剪定により生じたゴミは、受託者が責任をもって廃棄すること。

ウ 剪定後は清掃を行うこと。

エ 剪定作業における危険防止には十分注意を払うものとし、特に敷地外の作業では歩行者の通行に配慮すること。

(4) 除草

ア 植木のある場所は手作業で除草し、雑草のみの場所は機械除草も可とするが、機械除草後できる限り雑草根を抜いて再繁茂を防ぐこと。ただし、薬剤による除草は行わないこと。

イ 除草により生じたゴミは、受託者が責任をもって廃棄すること。

ウ 除草箇所以外の場所を汚損したときは、清掃により元の状況に復帰させること。